

令和3年8月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和3年8月5日

武雄市農業委員会

令和3年8月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年8月5日（木）
（開会）13時30分 （閉会）14時30分

2. 場 所 武雄市役所 4階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	農地許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第6号	武雄市非農地証明願いについて	4件
報告第1号	農地等形状変更届出について	3件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。炎天下の中が一番暑い時間にお集まりいただき、ありがとうございました。

私は事務局長の一ノ瀬と申します。よろしく申し上げます。

それでは定刻となりましたので、改選後初めての令和3年8月の農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、農業委員全員に出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和3年8月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。本日は議案第1号から議案第6号までの審議と報告第1号について、協議をお願いいたします。

議事録署名人に、5番中島委員、10番向井委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 7月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見》

会 長 議案第1号を議題といたします。農業振興地域整備計画の変更に対して、農業委員会に意見が求められていますので、この議案について農林課の説明をお願いします。

農林課 農林課の田中と申します。よろしく願いいたします。

農業振興地域整備計画の全体見直しについては概ね5年に1回必要に応じて行うこととされており、今回は8年を経過しておりますが、令和4年3月の策定に向け作業を進めているところです。この計画見直しに際しては法律により農業委員会から意見を聴くものとされています。

概要については、お配りしている資料のとおりです。

今回の見直しで、武雄東部地区の開発が進んでいる部分（エリアの西側）、山内町三間坂駅周辺地区、農地パトロールでB判定をいただいている分（耕作不能地として挙げていただいているもの）、公共事業で道、河川、公共用施設用地になっている分を農振農用地区域から外すこととしています。

町ごと、見直し対象分を色付けした地図を作成しましたが、この地図を一枚ずつ配布しますので、みなさんにお目通しをいただきたいと思っております。緑に塗られた部分が耕作不能地として今回農振農用地から除外する農地です。みなさんから挙げていただいた B 判定の農地について、こちらでも航空写真での確認や現地確認を行い、県より示された荒廃農地の基準に照らし合わせて、除外する・しないの判断を行い、地図に落としたものです。

県からは、これ以上追加することはできないと言われておりますので、今回は、みなさんに「見直し後はこのようになります」というのを確認いただく意味合いが強く、みなさんに 1 筆 1 筆確認いただきたいというものではありません。みなさんからのご意見で B 判定分を除外することとしているので、これに対して、もし何かご意見等ありましたら、何かとご多用のこととは思いますが、8 月 18 日までに事務局までご連絡いただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、1 筆 1 筆確認いただきたいというものでもなく、このように見直しを行いますよというものにお目通しをいただきたいというもので、法律により農業委員会から意見を聴くものとされているものです。

どうぞよろしく願いいたします。

会 長 農林課の説明が終わりました。
それでは議案第 1 号について質疑を開始します。何かございませんか。

14 番委員 14 番。連絡は農林課にすればいいのですか。

農林課 事務局をお願いします。

19 番委員 19 番。対象は B 判定だけですか。

農林課 そうです。

会 長 他にありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、意見も無いようですので、議案第 1 号の質疑をとどめます。
議案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、各町で確認を行い、意見等がある場合は期限までに事務局に回答するというごこと
で異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、

各町で確認を行い、意見等がある場合は期限までに事務局に回答することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されております。この4件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 説明に入ります前に議案書の修正をお願いします。議案書1ページをお開きください。議案第2号について、議案書には4件記載をしておりましたが、申請番号2番の朝日町の田につきましては、平成25年度に農林課所管の補助金の交付を受けられており、要綱上8年間は農地として利用されなければならないことが確認されましたので取下げとなりました。議案書から削除をお願いします。

では、説明に移ります。

番号1番：土地は朝日町の畑（はた）1筆、面積 330.0 m²です。申請事由は、現在住職をしている寺に住んでいるが、建物の老朽化に伴い、寺の近くに一般住宅を建築したい、とのこと。工事完了時期は令和4年3月31日、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。

2ページにうつります。

番号3番：土地は武内町の田1筆、面積 208.0 m²です。申請事由は、自宅敷地に空きスペースがないため、申請地を駐車場として利用したい、とのこと。資料9ページの1～5の番号をつけている四角が駐車スペースで、残りを分筆はせずに家庭菜園として利用される計画です。進入口から四角の2付近まですでに舗装がされておりますので、始末書が添付されております。すべての工事の完了時期は許可後3か月、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号4番：土地は山内町の田1筆、面積 160.0 m²です。申請事由は、自宅北側の進入路が大変狭く、車幅のある車の通行が困難であったため、南側の里道の拡幅整備に合わせて進入路及び駐車場の整備を行っていた、とのこと。始末書が添付されております。なお、南側に隣接の畑につきましては、別途5条申請が提出されておりますので、この後議案第3号で説明いたします。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による3件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第3号 第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が7件提出されております。この7件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。議案書は3ページからです。

番号1番:権利の内容は使用貸借権設定、土地は武雄町の畑1筆、面積470.0㎡です。「家族が増え、子供部屋がないため、隣接地に住宅を建築したい」とのことから申請されております。用途は一般住宅で、工事完了時期は令和4年3月31日、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号2番:権利の内容は所有権移転、土地は武雄町の田1筆、畑1筆、面積は合計で653.0㎡です。「建売分譲住宅用地として適地と判断」されたため申請されております。用途は建売分譲住宅3区画、駐車スペース、通路等を計画されており、工事完了時期は令和3年12月末、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

議案書4ページにうつります。

番号3番：権利の内容は所有権移転、土地は東川登町の田1筆、1334.0㎡です。「太陽光事業を行う土地として適地と判断」されたため申請されております。用途は太陽光発電施設で、太陽光パネル360枚設置予定です。工事完了時期は令和3年12月、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号4番：権利の内容は所有権移転、土地は山内町の畑1筆、面積444.0㎡です。「小学校にも近く、建売分譲住宅用地として適地と判断」されたため申請されております。用途は建売分譲住宅2区画、道路、その他を計画されており、全体の計画面積は同時利用地32.43㎡を含み、476.43㎡です。なお、北側に隣接の畑（はた）につきましては、別途非農地証明願いが提出されておりますので、後ほど議案第6号で説明いたします。工事完了時期は令和4年1月31日、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号5番：権利の内容は使用貸借権設定、土地は山内町の畑1筆、面積377.0㎡で先ほどの議案第2号4番の隣接地になります。申請事由は「現在賃貸住宅に住んでいるが、子の成長とともに手狭となったため、両親の住まいの近くに一般住宅を建築したい」とのことです。用途は一般住宅、進入路に隣接地の一部48.0㎡を同時利用され、計画面積の合計は425.0㎡です。同時利用地につきましては議案書に宅地と記載しておりますが、登記地目は畑で、現況が宅地として利用されているもので、先ほどご審議いただきました議案第2号4番の申請地の一部になっております。工事完了時期は令和4年1月末、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号6番：権利の内容は所有権移転、土地は山内町の田1筆、畑1筆、面積合計63.29㎡です。平成15年ごろから会社の資材置場として利用していた、とのことで始末書が添付されております。全体面積は隣接の原野498.0㎡を同時利用地として含み、561.29㎡となっております。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

議案書6ページにうつります。

番号7番：権利の内容は賃貸借権設定の一時転用で、土地は東川登町の田5筆、面積合計2970.83㎡です。申請事由は「九州新幹線工事の工事用道路及び施工ヤードとして利用したい」とのことです。令和2年8月28日付許可（令和3年9月24日まで）の延伸申請です。賃貸借期間は令和4年5月までの予定となっております。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

以上7件につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。それでは事務局よりお願いします。

会 長 3番は私のところですので、私からですが地目は田となっていますが、周囲には山林やため池などがあり、近隣の農地の営農にも支障がないということで判断しています。

 また7番は、新幹線工事の工事用道路と施工ヤードの一時転用の延伸で、特に問題ありません。以上です。

1番委員 申請番号1番は、親子関係でなんら差支えありません。

会 長 他に地元委員さんございませんか。
無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第5条の規定による7件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による7件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

—————《議案第4号 農用転用許可後の事業計画変更承認申請について》—————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。
議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」1件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

 この案件については、7月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の中村一明委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長(7番委員)

 はい。調査委員会の報告をいたします。

 令和3年7月26日、午後1時30分からA班及び地元農業委員により、
武雄市役所3階会議室及び現地にて調査委員会を開催し、議案第4号 農地

転用許可後の事業計画変更承認申請1件について審議しました。

議案第4号 申請番号1番の「営農型太陽光発電施設」の事業計画変更について、代理人から、変更理由、計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、「サカキの植え付けはいつ頃になるか」質疑があり、代理人より「日陰で生長する植物であるため太陽光パネルの設置後になる」とのことで、具体的には「太陽光パネル設置工事が令和3年12月末完了予定、サカキの植え付け完了が令和4年3月末予定」という回答がありました。

また「支柱の高さについて」、「2.7m～3.3mの計画である」との回答でした。

さらに「サカキの栽培はだれが行うのか」と質疑がありましたが、代理人より「農業法人を立ち上げており、梅野農場を主体としながらグループ会社として責任をもって行う。」との回答がありました。

また「地質の確認は行っているか」と質疑があり、代理人より「ボーリング調査を行っている」との回答がありましたので、調査報告について事務局へ提出するよう指示しました。

また、計画について代理人と共に実際に現地で確認をおこなった際に、特に排水計画について確認を行い、「基本的には現状のまま利用することを考えているが、災害で崩れた個所もあるため、工事に入り、現場で確認しながら対応する。既設の側溝を活用しながら、傾斜地では必要に応じて溝きりや柵の設置等を行い影響が出ないように対策する」との回答がありました。

以上質疑等ありましたが、申請番号1番の案件については、調査委員会としては、転用の許可基準から、変更計画について承認して差し支えないという判断になりました。

以上、報告します。

会 長 ありがとうございます。議案第4号について調査委員会の報告が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けたいと思いますが、なにかございませんか

(質疑なし)

会 長 他に意見等も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請については、「本

委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします。1ページをご覧ください。「令和2年度第3号利用権設定計画（案）」を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、新規、1件、2筆、1,255㎡。

再設定、1件、1筆、1,505㎡。

橘町、田、再設定、3件、11筆、19,799㎡。

朝日町、若木町はございません。

武内町、田、新規、1件、4筆、3,901㎡。

再設定、4件、5筆、9,103㎡。

東川登町、田、新規、1件、1筆、1,059㎡。

西川登町、田、新規、1件、1筆、880㎡。

畑、再設定、1件、1筆、2,336㎡。

山内町、田、再設定、4件、6筆、10,524㎡。

北方町、田、新規、1件、8筆、22,142㎡。

となっています。

3ページ以降に各町の詳細を記載していますのでご確認下さい。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。初めての委員さんがおられるので、3ページで見方を説明してください。

事務局 それでは3ページをご覧ください。

申請番号、所在、地番、地目、面積とあって、利用権には利用権使用貸借と利用権賃貸借があります。使用貸借は管理を目的とするもので借賃が発生しません。貸付人と借受人の借受人は年齢まで記載しています。経営面積、利用目的、賃料、始期、終期、備考に新規設定か再設定かを記載しています。見方の説明については以上です。

会 長 それでは議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

- 18番委員 3ページの借受人は84歳だが大丈夫なのか。
- 事務局 本人が申請に来られてお元気でしたし、後継者もおられます。
- 5番委員 借賃が農業委員会で斡旋するのか。
- 事務局 県の農業会議が前年の実績をまとめた冊子を参考にされているようです。
- 5番委員 A地区、B地区、C地区とかはどうするのか。
- 会長 直接はタッチしません。当事者同士の話です。
- 5番委員 賃料の相談に来られた時の対応はどうすればいいのか。
- 18番委員 北方は集落営農に任せている。橋下は1万3000円とか。
- 5番委員 地区で話し合いをして決めている。圃場整備は30キロとか。
- 18番委員 米の価格が安くなって借りる人が少なくなっている。12ページに橋下が1万5000円で載っているが、立川委員も集落のバランスが崩れるのではないかと心配していたが、元の方は亡くなられて、作っているのは大町の人で相場は2万円とのことだったが、中間の1万5000円となった。
- 5番委員 反別区費があるので事情が違うと思う。
- 会長 川登には、まだ土地改良区がある。賦課金と区費で反当1万円くらいかかるので、集落営農で30キロ、1万円と決めている。
- 会長 ほかに質問等はありませんか。
- (質疑なし)
- 会長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
- (「異議なし」の声多数あり)
- 会長 異議なしと認めます。
よって議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

————— 《議案第6号 武雄市非農地証明願申請について》 —————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明願申請について」事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号について説明します。議案書の8ページをお開きください。
番号1番：土地は武雄町の田1筆、面積は213.0㎡です。土地購入以降、土地区画整理事業もあり、農地としての利用はしていない、とのことで非農地証明事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

番号2番：土地は山内町の畑3筆、面積は合計で429.0㎡、先ほどご審議いただきました議案第3号4番の隣接地にあたります。昭和45年に亡き父が住宅を建築していた、とのことで当時の転用許可の有無について確認できる資料はございません。事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

番号3番：土地は山内町の畑1筆、2239.0㎡です。以前はミカン栽培を行っていたが、昭和50年頃に価格低迷により廃園せざるを得なくなり、植林を行っていた、とのことで事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

番号4番：土地は北方町の畑2筆、面積は合計で155.0㎡です。昭和58年頃から敷地の一部として利用している、とのことで当時の転用許可の有無について確認できる資料はございません。事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

以上4件につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

19番委員 4番はお寺でして、40年くらい前から境内の一部として利用されているものです。以上です。

会 長 他に地元委員さんございませんか？
無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、4件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届出について》

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。
報告第1号「農地等形状変更届出について」3件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明します。議案書の10ページをごらんください。
番号1番：山内町の畑1筆、面積716.0㎡です。耕作の利便性向上のため、現在の高さから切り下げを行われる予定です。時期は令和3年12月まで、切り下げの高さは3.7m、土量は2630㎡、施工は山内町の株式会社栗原建設にて行われます。変更後は畑として利用される計画です。

番号2番：山内町の畑1筆、面積557.0㎡です。先ほどの1番の隣接地にあたり、同じく耕作の利便性向上のため、現在の高さから0.6m、土量500㎡切り下げ予定です。施工は栗原建設で変更後は畑として利用される計画です。

番号3番：山内町の田1筆、面積777.0㎡です。変更理由は「水利が悪く、水を溜めての稲作ができない状況にあり、かさ上げをして畑として活用したい」とのことで、田を畑に転換される計画です。変更時期は令和4年7月までで、かさ上げの高さは1.0m～5.0m、土量2500㎡株式会社興国建設による施工です。転換後はカボチャ等栽培される予定です。

以上3件につき、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願いします。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特にないようですので、報告第1号「農地等形状変更届出につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《閉会》

会 長 それでは以上をもちまして、令和3年8月の農業委員会総会を終わります。